

費用内訳書

課長	係長	照査	設計

令和 8年度

設計年月 令和 8年 8月

工期 令和 9年 3月15日

作業名 受変電設備点検整備（疏水事務所）

作業場所 京都市左京区聖護院蓮華蔵町 3 5

疏水事務所

作業費金 円

作業価格	円
消費税及び	
地方消費税相当額	円
手数料	円

内 訳 書 （ 総 括 ）

(1 / 1)

作 業 名	受変電設備点検整備（疏水事務所）							
費 目	工 種	種 別	単位	数 量	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
作業費								
	電気設備工							
		直接費	式	1				
		間接費	式	1				
		諸経費	式	1				
作業価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
手数料			式	1				
作業費計								

内 訳 書

(1 / 2)

作業名	受変電設備点検整備（疏水事務所）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
作業費									
直接費									
	点検整備費		式	1					
	計								[労務費]
	直接費計								直接費
間接費									
	仮設費	発電機等	式	1					
	間接費計								間接費
計（請負原価）									

内 訳 書

(2 / 2)

作業名	受変電設備点検整備（疏水事務所）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
諸経費									
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費
作業価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
手数料		開閉器操作	式	1					
作業費計									

受変電設備点検整備（疏水事務所）

特 記 仕 様 書

京 都 市 上 下 水 道 局

建設リサイクル法	
☐ 適用	☒ 適用外

1 共通事項

本特記仕様書に記載のない事項については、令和 7 年 1 2 月版の水道部施設課作業一般仕様書（委託）による。

なお、作業一般仕様書（委託）は水道部施設課で配布する。

2 作業概要

本作業は、疏水事務所の受変電設備点検整備を行うことにより、その機能と信頼性を確保するものである。

3 作業場所

京都市左京区聖護院蓮華蔵町 3 5 番地 疏水事務所

4 完成期限

令和 9 年 3 月 1 5 日とする。

5 点検整備対象設備

点検整備対象設備は【機器仕様一覧】及び【主単線結線図】を参照すること。

6 作業内容

本特記仕様書第 5 項に記載する対象設備において【電気設備点検整備作業基準】の内容の点検整備を行うこと。

なお、記載している点検内容は作業の概要を示すものであり、受注者は本特記仕様書第 2 項の目的を達成するために必要な作業については、監督員と協議の上、実施すること。

7 点検実施時期

点検整備は契約期間中 1 回実施することとし、詳細な日については監督員と協議のうえ決定する。

8 提出書類

- (1) 受注者は、点検整備対象機器について、点検整備結果の概要、更新又は部品の取替の必要性、その他状態についての留意事項などをまとめた所見を報告書に記載すること。
- (2) 受注者は、完成図書を両開きのパイプ式ファイル（A 4、3 c m）に見やすく整理して提出する。
- (3) 品質、履歴を管理するため、機器の取替に伴う原図修正を行い、修正図面を 1 部提出すること。
- (4) 完成図書の提出部数は原則として 1 部とする。
- (5) 着手時の提出書類のうち「現場代理人等通知書・変更通知書」及び「経歴書」は 2 部提出し、承諾を受けること
- (6) 提出書類一覧用としてパイプ式ファイル（とじ厚 3 0 m m）に表紙及び背表紙を貼付け（様式は初回打合せで指示）したものを 1 部提出すること。

1 0 仮設電源

停電を行うには【主単線結線図】を参照し、無停電電源装置と照明分電盤（L A 1-1）及び（L A-2）の電源用に必要な発動発電機並びに仮設に必要なケーブル等を受注者が確保し設置すること。

なお、仮設電源は電源切替作業時及び絶縁測定時のみの停電とする。

1 1 現場発生品

現場発生品については、調書を作成したうえで疏水事務所の所定場所にて保管する。

1 2 高圧受電設備作業予定

高圧受変電点検整備の作業については、原則として次の予定で行うこと。

日程	時刻	操作	点検対象設備
1 日	9:30	引込柱 P A S 開放	高圧受変電設備
	15:30	引込柱 P A S 投入	

1 3 注意事項

（1）作業の計画及び準備

ア 受注者は、作業に当たって、当事務所電気主任技術者（以下、主任技術者という。）の指示に従うこと。

イ 受注者は、作業に着手する前に、仕様書等の内容を十分確認し、対象機器の作業内容と活線部の確認を行うとともに、主任技術者に作業計画書を提出し承諾を受けること。
また、予定外の作業は、行わないこと。

ウ 受注者は、作業の着手に際し、作業区域及び立入禁止区域をロープ、標示旗、標示棒等で区画し、作業範囲を明示すること。

（2）作業時の安全確保

ア 受配電盤又は負荷側の機器を点検する場合は、当該受配電盤面に「操作投入禁止」の札を表示し、作業にかかると。

イ 電気回路に触れる前には、必ず検電を行うこと。

ウ フック棒操作の断路器、電力ヒューズ、交流負荷開閉器などの開閉は、必ず規定のフック棒を使用して行うこと。

エ 計器用変成器や遮断器などの高圧回路に触れる場合は、静電誘導や残留電荷による感電を防止するために、各断路器を完全に開放し、受配電盤面に「投入禁止」の札をつけた後に、完全に回路を接地してから行うこと。

オ コンデンサは、残留電荷により感電しないように、必ず各相端子を接触して電荷を放電してから作業にかかると。

カ 絶縁抵抗測定後は、必ず放電させてから触れること。

キ 通電中の計器用変成器の二次、三次回路は、開路にしないこと。

ク 作業に必要な保護具（高圧ゴム手袋、電気用ゴム長靴、電気帽）、防具（ゴム管、ゴム板）、防護具（建築支障防護管）、工具及び材料（フック棒、標識、ロープ、短絡接地用具、高圧検電器、低圧検電器など）を常に準備し、これらの損傷や劣化の有無を点検し、

道具等に異常がないことを確認した報告書を監督員に提出すること。

ケ 必要な場合は、保護具等を使用すること。

(3) 感電防止

ア 作業のための停電範囲は、できるだけ広くとり、死線と活線とが交錯しないようにすること。また、作業区域は、適当な広さに定め、監視を徹底すること。

イ 遮断器、断路器、ケーブルヘッドなどが多数並んでいる場合には、線名、回路番号、機器番号及び相別等を危険のないように明示しておくこと。

ウ やむを得ず高電圧で充電中の導体等に接近する場合には、安全な服装、充電部の防護又は高圧ゴム手袋の着用など感電防止に必要な措置をしたうえで作業を行うこと。

エ 高圧電路を開路した場合は、必ず検電器による検電を行い、電路が充電されていないことを確認し、短絡接地用具を取り付けること。

オ 開路した電路に残留電荷が残っているおそれがあるときは、これを確実に放電させること。

(4) 接地作業

ア 必ず作業箇所短絡接地用具を使用して、接地を取り付け、作業の安全をはかること。

イ 短絡接地用具の構成は、次のとおりとすること。

(ア) 接地導線は、 22 mm^2 程度のケーブル径かつ可とう性のある軟銅のビニル線で、短絡導線はなるべく短くすること。

(イ) 接地側金具は、電氣的に完全に接続し、着脱が容易にできる構造とすること。

(ウ) 電線側金具は、電氣的に完全に接続し、着脱が容易にできる構造とすること。

(エ) 短絡接地用具は、あらかじめ定められた接地線に接続すること。ただし、接地線とは、電気設備技術基準に定められたA種接地工事に適合する地中埋設の銅板、金属管などに接続された導線、または、これに接続されたアース・ターミナルもしくは鉄鋼などをいう。

ウ 接地は、次のとおり行うこと。

関係開閉器の開路を確認したのち、検電器等で充電されていないことを確かめること。

(ア) 短絡接地用具をつけるには、接地側金具を接地線に接続し、次に電線側金具を機器または電線に確実に接続させること。

(イ) 短絡接地金具を外すときは、まず電線側金具を外し、次に接地金具と接地線との接続を外すこと。

(ウ) 短絡接地用具の各部は、機能を維持するために定期的に点検を行い、使用前にも必ず点検すること。

(5) 測定

ア 測定を行うときは、有効な校正を行った電圧計、電流計、絶縁抵抗計等を用いること。なお、使用する測定器の校正証明書を提出すること。

イ 原則として絶縁抵抗の測定は、JIS C1302「絶縁抵抗計」に定められている絶縁抵抗計を使用するものとし、低圧の機器及び電路については500V絶縁抵抗計、高圧又は特別高圧の機器及び電路については1,000V絶縁抵抗計を使用して測定すること。

ただし、電子機器等で上記の電圧以下で測定が必要な場合は、主任技術者の承諾を受けること。

- ウ 絶縁抵抗値は、「1 分値」を採用するものとする。ただし、被測定機器の静電容量が大きいため短時間では絶縁抵抗計の指針が静止しないときは、指針が静止後の値を採用すること（3 分以上測定を継続する必要はない。）。
 - エ 絶縁抵抗値の基準値は、低圧の機器及び電路については $10\text{M}\Omega$ 以上、高圧又は特別高圧の機器及び電路については $100\text{M}\Omega$ 以上とする。
 - オ 接地抵抗の測定は、JIS C1304「接地抵抗計」に定められている接地抵抗計を使用し、被測定接地極、電圧用補助電極及び電流用補助電極が約 10m の間隔でほぼ一直線となるようにして行うこと。
 - カ 接地抵抗の測定の際は、地電圧が小さいことを確認すること。地電圧が大きい場合には補助電極の位置の変更等を行うこと。測定箇所周辺の機器の使用停止、電気回路の開放等が必要な場合は、監督員に申し出ること。
 - キ 配電盤の主回路、制御回路及び各負荷回路別の絶縁抵抗測定の際は、UPS 電源〔交流入力〕及び UPS バイパス電源〔直送入力〕の回路を遮断して、無停電電源装置に試験電圧が印加しないよう注意すること。
- (6) 作業記録写真
- ア 受注者は、作業一般仕様書に規定する作業記録写真については、実際に行った作業と「電気設備点検整備作業基準」に規定する作業とが対比して判別できるように、撮影を行い写真帳に整理すること。
 - イ 受注者は、点検整備の対象について同型機種が多数ある場合において、作業内容が同様の場合は、作業記録写真に関して監督員の指示に従うこと。
- (7) 作業の後始末
- ア 作業を終了し、通電しようとするときは、作業者について感電の恐れがないこと、短絡接地用具を取り外したこと、工具や保護具等の数量に不足がないことを確認した後に行うこと。
 - イ 作業終了の際は、現場付近の清掃を行い、後始末を完全にすること。

【機器仕様一覧】

(機器編)

(A) 高压受変電設備

(B) 低圧配電設備

番号	盤名称	機器名称	器具番号	形式	仕様	製造年	数量	製造者	基準値等	備考
(A)	柱上	気中負荷開閉器	引込 P A S	KTL-PA-D2N11LT	7.2kV 300A 12.5kA	2024	1	神戸上電機製作所		
(A)	方向性SOG制御装置盤	方向性SOG制御装置	方向性SOG	LTR-PS-D0TQ12	AC100V 0.2A 0.3秒	2024	1	神戸上電機製作所		
(A)	引込盤	断路器	8 9 R	V3-4 AUX-1付	7.2kV 400A 3PST	1984	1	富士電機(株)		操作器R290-B
(A)	受電盤	真空遮断器	5 2 R	HA12AY-A1-VFZ	7.2kV 600A 12.5kA	2016	1	富士電機(株)	接点消耗 0.5mm以上 接点スローク 5～9.5mm	
(A)	受電盤	避雷器	L A	Z S - B D	8.4kV 10kA	1984	3			
(A)	受電盤	計器用変圧器	V T - R S	PEC-6FA/200	6600/110V 200VA	1984	1	富士電機(株)		
(A)	受電盤	計器用変圧器	V T - S T	PEC-6FA/200	6600/110V 200VA	1984	1	富士電機(株)		
(A)	受電盤	計器用変流器	C T - R	NCE2-6B/30	30/5A 40VA	1984	1	富士電機(株)		
(A)	受電盤	計器用変流器	C T - T	NCE2-6B/30	30/5A 40VA	1984	1	富士電機(株)		
(A)	照明変圧器盤	交流負荷開閉器	8 9 T 1	LB-6/200	7.2kV 200A	1984	1	富士電機(株)		操作器R290-B
(A)	照明変圧器盤	モールド変圧器	1Φ T R		75kVA 6600/210V 6600/105V	1984	1	富士電機(株)	t a n δ 3%以下	
(A)	動力変圧器盤	交流負荷開閉器	8 9 T 2	LB-6/200	7.2kV 200A	1984	1	富士電機(株)		操作器R290-B

番号	盤名称	機器名称	器具番号	形式	仕様	製造年	数量	製造者	基準値等	備考
(A)	動力変圧器盤	モールド変圧器	3ΦTR		100kVA 6600/210V	1984	1	富士電機(株)	t a n δ 3%以下	操作器R290-B
(A)	コンデンサ盤	真空電磁接触器	52C1	HN46AY-2S1A-HR	6.6kV 200A 4kA	2014	1	富士電機(株)	接点消耗限界 1mm	
(A)	コンデンサ盤	真空電磁接触器	52C2	HN46AY-2S1A-HR	6.6kV 200A 4kA	2014	1	富士電機(株)	接点消耗限界 1mm	
(A)	コンデンサ盤	コンデンサ	SC10kVA	PET-ME	6.6kV 10kVA	1984	1	日新電機(株)		
(A)	コンデンサ盤	コンデンサ	SC20kVA	PET-ME	6.6kV 20kVA	1984	1	日新電機(株)		
(A)	コンデンサ盤	リアクトル	SR	HMD-R	6.6kV 0.8kVA	1984	1	日新電機(株)		
(A)	コンデンサ盤	リアクトル	SR	HMD-R	6.6kV 1.6kVA	1984	1	日新電機(株)		
(A)	コンデンサ盤	計器用変流器	CT-SC10-R	NCE2-6Z/5	5/5A 40VA	1984	1	富士電機(株)		
(A)	コンデンサ盤	計器用変流器	CT-SC10-T	NCE2-6Z/5	5/5A 40VA	1984	1	富士電機(株)		
(A)	コンデンサ盤	計器用変流器	CT-SC20-R	NCE2-6Z/5	5/5A 40VA	1984	1	富士電機(株)		
(A)	コンデンサ盤	計器用変流器	CT-SC20-T	NCE2-6Z/5	5/5A 40VA	1984	1	富士電機(株)		
(B)	切換盤	電源切替開閉器	83	62W2-3FD-D1	600V 200A	2004	1	新愛知電機	アークスペース 60mm	43-83

番号	盤名称	機器名称	器具番号	形式	仕様	製造年	数量	製造者	基準値等	備考
(B)	切換盤	モールド変圧器	スコットTR		10kVA 210/210V	1984	1	富士電機(株)	$\tan \delta$ 3%以下	
(B)	照明変圧器盤	配線用遮断器	照明TR2次	MCCB 3P	400AF/400AT	2006	1	富士電機(株)		MCB41
(B)	照明変圧器盤	漏電遮断器	分岐盤1次	ELCB 3P	400AF/400AT 200mA		1	富士電機(株)		ELB42
(B)	照明変圧器盤	漏電遮断器	自火報1次	ELCB 3P	50AF/30AT 200mA		1	富士電機(株)		ELB43
(B)	照明変圧器盤	漏電遮断器	UPSバックパス	ELCB 3P	250AF/250AT 200mA		1	富士電機(株)		ELB44
(B)	照明変圧器盤	漏電遮断器	冷泉現場盤	ELCB 3P	50AF/20AT 200mA		1	富士電機(株)		MCB46
(B)	照明変圧器盤	配線用遮断器	盤内電源	MCCB 3P	50AF/20AT 200mA		1	富士電機(株)		ELB45
(B)	動力変圧器盤	負荷開閉器	動力TR2次	MCCB 3P	400AF/400AT	2006	1	富士電機(株)		MCB51
(B)	動力変圧器盤	漏電遮断器	分岐盤1次	ELCB 3P	225AF/200AT 200mA	1984	1	富士電機(株)		ELB52
(B)	動力変圧器盤	漏電遮断器	2F立型エアコン	ELCB 3P	100AF/100AT 200mA		1	三菱電機(株)		ELB53
(B)	動力変圧器盤	漏電遮断器	自家発連絡	ELCB 3P	225AF/200AT 200mA	1984	1	富士電機(株)		ELB54
(B)	切換盤	配線用遮断器	切替盤主幹	MCCB 3P	225AF/150AT		1	富士電機(株)		MCB61

番号	盤名称	機器名称	器具番号	形式	仕様	製造年	数量	製造者	基準値等	備考
(B)	切換盤	配線用遮断器	スコットTR1次	MCCB 3P	100AF/100AT		1	富士電機(株)		MCB62
(B)	切換盤	配線用遮断器	U P S	MCCB 3P	250AF/125AT		1	富士電機(株)		MCB63
(B)	切換盤	配線用遮断器	白川ゲート	MCCB 3P	100AF/50AT		1	富士電機(株)		MCB64
(B)	切換盤	配線用遮断器	予備	MCCB 3P	100AF/100AT		1	富士電機(株)		MCB65
(B)	切換盤	配線用遮断器	冷泉ゲート	MCCB 3P	100AF/50AT		1	富士電機(株)		MCB67
(B)	切換盤	配線用遮断器	自家発補機	MCCB 3P	50AF/50AT		1	富士電機(株)		MCB66
(B)	切換盤	配線用遮断器	出入力用	MCCB 3P	100AF/100AT		1	富士電機(株)		
(B)	切換盤	配線用遮断器	空調1階2階 パッケージ盤	MCCB 3P	225AF/125AT		1	富士電機(株)		
(B)	切換盤	配線用遮断器	分岐盤(1)	MCCB 2P	50AF/50AT		1	富士電機(株)		MCB68
(B)	切換盤	配線用遮断器	分岐盤(2)	MCCB 2P	50AF/50AT		1	富士電機(株)		MCB69
(B)	切換盤	漏電遮断器	自家発引込	ELCB 3P	225AF/200AT 200mA	1984	1	富士電機(株)		ELB-G
(B)	分岐盤	分岐盤	L A	4264-3	1φ3W 3φ3W	1984	1	内外電機(株)		

番号	盤名称	機器名称	器具番号	形式	仕様	製造年	数量	製造者	基準値等	備考
(B)	低圧分電盤	2階廊下	L A - 2	4264-6	1φ3W 210/105 27.5kVA	1984	1	内外電機(株)		
(B)	低圧分電盤	1階廊下	L A 1 - 1	4264-4	1φ3W 210/105 16.4kVA	1984	1	内外電機(株)		
(B)	低圧分電盤	通路横	L A 1 - 2	4264-5	1φ3W 12.0kVA 3φ3W 6.0kW	1984	1	内外電機(株)		L-B送り L-C送り M-C送り
(B)	低圧分電盤	ガレージ	L - B	C4264-7	1φ3W 210/105 840VA	1984	1	内外電機(株)		
(B)	低圧分電盤	鍛冶場（電灯）	L - C	C4264-8	1φ3W 210/105 2.0kVA	1984	1	内外電機(株)		
(B)	低圧分電盤	鍛冶場（動力）	M - C	C4264-10	3φ3W 210V 1.5kW	1984	1	内外電機(株)		

機器仕様一覧 (保護継電器編)

(A) 高圧受変電設備 (B) 低圧配電設備

[illegible]

(インターロック編)

[illegible]

【電気設備点検整備作業基準】

1 共通

(1) 外観点検

ア 共通外観点検

- (ア) 外観上の破損、変形、結露、発錆及び汚損がないか確認すること。
- (イ) 端子、取付けボルト、ナット等の締め付け状態を点検し、必要な場合は増し締めを行うこと。
- (ウ) 配線及び端子に損傷、劣化、過熱変形等がないか確認すること。
- (エ) 母線及び銅帯、碍子、ブッシングに損傷、汚損等がないか点検を行うこと。
- (オ) 絶縁物表面の塵埃等を取り除くこと。
- (カ) 扉の開閉状態、パッキン、ハンドル、銘板及び表示板の点検を行うこと。
- (キ) 操作部分の点検を行うこと。
- (ク) 表示部分の点検を行い、必要な場合は表示ランプの交換を行うこと。
- (ケ) 動作回数の記録を行うこと。
- (コ) 必要に応じて、サーモラベルの取替えを行うこと。
- (サ) 必要に応じて、タッチアップを行うこと。
- (シ) 盤内及び各機器の清掃を行うこと。

2 真空遮断器(真空電磁接触器)

(1) 普通点検

ア 操作機構点検

- (ア) 各ばね、フック、ローラ、ラッチの変形、磨耗等の異常がないか点検を行うこと。
- (イ) 操作機構の必要な箇所(回転部、摺動部等)に注油を行うこと。
- (ウ) 投入レバー、ロック機構に異常がないか確認すること。
- (エ) ダッシュポット部に異常がないか確認すること。
- (オ) 割りピン、止めリングなどの脱落がないことを確認すること。
- (カ) 操作機構の動作を確認し、必要な調整を行うこと。

イ 本体点検

絶縁棒及びロッドに傷、クラック等がないか確認すること。

- (ア) 接触子の古いグリスを拭き取り、接点グリスを薄くのばして塗布すること。
- (イ) 各相電極の消耗量(ワイプ)を確認すること。
- (ウ) 真空バルブの電極部、導体部、断路部などに異常がないか点検を行うこと。
- (エ) 引出し機構の必要な箇所(回転部、摺動部等)にグリスを塗布すること。

ウ 制御回路

- (ア) 補助スイッチの接触状態及び動作が正常か確認すること。
- (イ) 配線、コイル、モーターに異常がないか確認すること。

エ 測定試験

- (ア) 絶縁抵抗(極間、対地間)を 1、000V 絶縁抵抗計を使用して測定し、500M Ω 以上あることを確認すること。
- (イ) 絶縁抵抗(制御回路)に 500V 絶縁抵抗計を使用して測定し、2 M Ω 以上あることを確認すること。

(2) 精密点検

精密点検は、普通点検に規定する点検に加えて、次の作業も併せて行うこと。

ア 測定試験

- (ア) 開閉動作特性(投入、開極時間及び動作電圧)を測定し、基準値を満たしているか確認すること。
- (イ) 電極接点の消耗度及び接点ストロークについて測定し、別紙 1 に示す基準値を満たしているか確認すること。
- (ウ) 真空バルブについて、同相極間に規定電圧を 1 分間印加して閃絡しないことを確認し、真空度に異常がないかを確認すること。

3 断路器

(1) 普通点検

ア 操作装置点検

- (ア) 各ばね、フック、ローラの変形、磨耗等の異常がないか点検を行うこと。
- (イ) 回転部及び摺動部に注油を行うこと。
- (ウ) 操作機構の調整を行い、動作を確認すること。

イ 本体点検

- (ア) 固定、可動コンタクトに損傷、曲がりがないか確認すること。
- (イ) 固定、可動コンタクトの接触状況(中心線の一致、ワイピング長、接触長等)が適切か確認すること。
- (ウ) 接触部の手入れ(カーボングリスの塗替え等)を行うこと。
- (エ) 三相の不揃いがないか確認すること。
- (オ) リミットスイッチの動作位置の確認を行うこと。
- (カ) 各種スイッチの動作確認を行うこと。
- (キ) 引出し機構の点検を行うこと。

ウ 測定試験

以下の項目について測定を行い、基準値を満たしているか確認すること。

- (ア) 絶縁抵抗測定(操作回路一括と大地間)
- (イ) 絶縁測定(各相間、極間及び大地間)
- (ウ) 開閉動作特性(投入、開極時間及び動作電圧)を測定すること

4 変圧器(変成器、変流器)

(1) 普通点検

ア 本体点検

- (ア) 巻線コイル絶縁部等に損傷、変色がないか確認すること。
- (イ) 巻線コイル支持碍子に緩み、損傷がないか確認すること。
- (ウ) 巻線コイルスペーサーが脱落、損傷していないか確認すること。
- (エ) タップ端子、コイル口出し部に異常がないか確認すること。
- (オ) 鉄心に異常(変形、発錆、過熱変色等)がないか確認すること。
- (カ) 温度計指示値が基準内であるか確認すること。
- (キ) 温度警報設定値が適正か確認すること。

- (ク) 温度警報接点の動作が正常か確認すること。
- (ケ) 温度計感温部の取付け状態が適正か確認すること。
- (コ) 冷却扇の羽根に異常がないか、異常音が発生していないか確認すること。
- (サ) 冷却扇の回転方向が適正か確認すること。

イ 測定試験

- (ア) 絶縁抵抗(1次側－2次側間、1次側－接地間、2次側－接地間、付属設備回路)を絶縁抵抗計を使用して測定し、2、000M Ω 以上あることを確認すること。

5 零相変流器

(1) 普通点検

ア 本体点検

- (ア) 機器外観に異常がないことを確認すること。
- (イ) 二次端子のねじにゆるみがないか確認すること。

6 コンデンサ

(1) 普通点検

ア 本体点検

- (ア) 油もれがないか確認すること。
- (イ) ブッシングに汚れ、損傷がないか確認すること。
- (ウ) 本体に変形、塗装の異常がないか確認すること。
- (エ) 油面計の指示を確認すること。
- (オ) 故障スイッチの点検を行うこと。

イ 測定試験

以下の項目について測定を行い、基準値を満たしているか確認すること。

- (ア) 絶縁抵抗(端子一括～大地間)
- (イ) 静電容量を測定すること。

7 リアクトル

(1) 普通点検

ア 本体点検

- (ア) 油もれがないか確認すること。
- (イ) ブッシングに汚れ、損傷がないか確認すること。
- (ウ) 本体に変形、塗装の異常がないか確認すること。
- (エ) 油面計の指示を確認すること。
- (カ) 故障スイッチの点検を行うこと。

イ 測定試験

以下の項目について測定を行い、基準値を満たしているか確認すること。

- (ア) 絶縁抵抗(端子一括～大地間)

8 避雷器

(1) 普通点検

ア 本体点検

- (ア) コンパウンドに異常がないか確認すること。
- (イ) 接地線取付け状態に異常がないか確認すること。

イ 測定試験

以下の項目について測定を行い、基準値を満たしているか確認すること。

- (ア) 絶縁抵抗(端子一括～大地間)

9 電力ヒューズ

(1) 普通点検

ア 本体点検

- (ア) 碍子に汚損、破損等の異常がないか確認すること。
- (イ) 接続部に過熱、変形等がないか確認すること。

イ 測定試験

以下の項目について測定を行い、基準値を満たしているか確認すること。

- (ア) 絶縁抵抗(端子一括～大地間)

10 保護継電器

(1) 普通点検

ア 本体点検

- (ア) 継電器本体に異常がないか確認すること。
- (イ) 可動部、コイル、接点に異常がないか確認すること。
- (ウ) 各部接点、配線等に異常がない確認すること。

イ 測定試験

絶縁抵抗(端子一括～大地間、端子相互間、接点極間)について測定を行い、基準値を満たしているか確認すること。

ウ 動作試験

各継電器について、日本電機工業会技術資料「保護継電器の保守・点検指針」(JEM-TR156)に準拠して、動作試験を行うこと。

なお、継電器を盤から外す場合には、適切な配線処理を行って、回路の短絡、地絡、接触不良等を起こさないように注意すること。

11 その他設備

(1) 引込みケーブル及び母線

ア 本体点検

接続部に過熱、変形等がないか確認すること。

イ 測定試験

絶縁抵抗について測定を行い、基準を満たしているか確認すること。

(2) 接地極

ア 本体点検

接続部に過熱、変形等がないか確認すること。

イ 測定試験

接地抵抗について測定を行い、基準をみたしているか確認すること。

(3) 変換器

ア 本体点検

(ア) 変換器本体に異常がないか確認すること。

(イ) 各部接点、配線等に異常がない確認すること。

イ 測定試験

機器に模擬標準入力を与え入力に対する出力値を測定し、誤差が許容範囲内であることを確認する。
誤差が許容範囲内になければ調整する。

(4) 指示計

ア 本体点検

(ア) 変換器本体に異常がないか確認すること。

(イ) 各部接点、配線等に異常がない確認すること。

イ 測定試験

機器に模擬標準入力を与え入力に対する出力値を測定し、誤差が許容範囲内であることを確認する。
誤差が許容範囲内になければ調整する。

(5) 低圧配電盤

ア 本体点検

接続部に過熱、変形等がないか確認すること。

イ 測定試験

絶縁抵抗について測定を行い、基準を満たしているか確認すること。

12 保護連動試験

(1) 普通点検

ア 操作試験

【機器仕様一覧】(機器編)に示す機器において、「点検内容」で「操作試験」を指定するものについては、中央及び現場にて、「入」、「切」の操作が正常に行われること及び操作に従い表示が正常になされることを確認すること。

イ インターロック試験

「機器仕様一覧 (インターロック編)」に示す機器について、「開路できるための条件」及び「閉路できるための条件」に従い、正常に作動するか確認すること。

ウ シーケンス保護連動試験

「機器仕様一覧 (保護継電器編)」に示す回路について、保護継電器を模擬動作させ、対応する表示及び警報(ベル、ブザー、フリッカー)が中央及び現場にて正常に動作することを確認し、併せて対応する遮断器が正常に作動するか確認すること。

